

熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金
交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、外国人介護人材の確保を図ることを目的に、平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び令和6年10月9日付け社援基発0328第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」別紙1「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱」により、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定又は許可を受けた介護事業を行う者をいう。
- (2)「外国人留学生」とは、在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校の在学生及び介護福祉士養成施設の在学生をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、県内に所在する介護サービス事業者であって、外国人留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。
2 外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等、国や県その他公的団体が実施する類似の他制度による貸付等の支援を受けている場合は、本事業の対象としない。ただし、介護福祉士修学資金の生活費加算を受けず、本事業で居住費等の生活費の支給を受けるなど、他制度と重複しない部分に係る経費は補助対象とする。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。
2 補助対象期間に外国人留学生が留年した場合は、その期間は補助対象外とする。なお、病気等の真にやむを得ないと認められる事由により留年した期間中については補助対象期間に含める。

(交付申請)

第6条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
 - (2) 外国人留学生状況一覧（計画）（別記第3号様式）
 - (3) 在学証明書（別記第4号様式）
 - (4) 奨学金貸与（給付）規定等の写し
 - (5) 外国人留学生への奨学金の実施を確認できる書類（貸借契約書等）

（交付の条件）

第7条 補助金の交付決定に関しては、交付要項に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 4 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 5 補助事業者は、「留学生が貸与型奨学金による学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を踏まえ、貸与規定又は給付規程等の規定を定めなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は1部とし、提出期限は毎年2月28日までとする。

- 2 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 変更後の収支予算書（要項別記第2号様式を準用する。）
 - (2) 変更後の補助金所要額調書（別記第2号様式を準用する。）
- 3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式を準用するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 要項第6条の規定により申請を取り下げることができる期間は、交付決定通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

（実績報告）

第10条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第5号様式によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金精算調書（別記第6号様式）
 - (2) 外国人留学生状況一覧（実績）（別記第7号様式）
 - (3) 奨学金の支給が確認できる書類（明細書等）
 - (4) 日本語学校に在学する外国人留学生に奨学金を支給した場合、介護福祉士養成施設への入学（予定）を証明する書類（別記第8号様式）

- (5) 介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に支給した場合、1学年は修了証明書（別記第9号様式）、2学年は卒業を証明する書類
- (6) 外国人留学生が真にやむを得ないと認められる事由により留年した場合、留年を証明する書類（別記第10号様式）

4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助完了後の現況報告）

第11条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、外国人留学生から補助事業者への返還額が確定するまでの間、以下の場合を除き、毎年度4月末日までに外国人留学生の現況報告一覧表（別記第11号様式）知事に報告しなければならない。

- (1) 当該外国人留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合
- (2) 補助事業者が奨学金の貸与規定又は給与規定等により、外国人留学生から奨学金の返還を求めない旨を定めている場合

（補助金の返還）

第12条 補助事業者が留学生に奨学金の返還を求める場合にあつては、交付された補助金の額を除いて返還させ、補助事業者から県への補助金返還は生じないものとする。ただし、補助金の交付を受けた後において、留学生から支給した額の全額が返還された場合にあつては、補助事業者は、補助金返還報告書（別記第12号様式）により交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年5月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費※1	基準額	補助率	
日本語学校	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1年以内※4
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の 修学期間※4
	入学準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	介護福祉士試験受験対策 費用	1年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		

※1 当該年度の4月1日から3月31日までに支出した経費を補助対象経費とする。

※2 学費と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も補助対象経費とする。

※3 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する費用（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く）。

なお、補助事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算が可能。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、当該月に限り、月額 50,000 円以内の加算

※4 本人の病気や新興感染症等の真にやむを得ない事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。